

○淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問（5ダム共通、川上ダム関連を抜粋）

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質 問 内 容
---------	-------	------	------------	---------

<p>淀川水系 5 ダムについての 方針 [審議資料 1-2]</p>	<p>前文</p>	<p>全般 その他</p>	<p>P1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の 1 ページ 9 行目から、「今後、河川整備基本方針を策定し、これに基づき河川整備計画を策定・・・」とありますが、過日、委員会に示された「淀川水系河川整備計画策定に向けて」～今後の進め方～では、新委員会へ移行して後、「河川整備計画基礎案見直し」を行い、「河川整備基本方針」までに委員会、住民意見の聴取、自治体意見の聴取を行って、「河川整備計画原案」を発表する、ことになっています。「整備計画原案」までの手続き、および、現在の位置づけについて説明をお願いします。（荻野芳彦委員） ・前文について <ol style="list-style-type: none"> 1) 文脈から推量すると、淀川水系流域委員会は「関係者」に当たらない。相違ないですか。 2) 「関係者」に当たらないとき、この方針に関して淀川水系流域委員会が今後果たす役割は何ですか。 3) 「関係者」との調整については、適宜の中間報告と調整結果の報告が予定されていますか。 4) 河川整備基本方針、河川整備計画策定の時期はいつを目標にされていますか。（金盛弥委員） ・「関係者」という記述が 4 ヶ所ありますがどのような人達を指すのでしょうか。（田中真澄委員） ・「関係者と調整」という言葉が各所に出てくるが、それぞれに関係者が異なると考えられるので、その内容を具体的に示してほしい。また、調整の結果で方針が変わることもあるのか。 (寺川庄蔵委員) ・「経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。」とあるが、5 ダムの個別の方針の中に具体的な記述がない。これでは検討できないのでその検討結果を示してほしい。 (寺川庄蔵委員) ・7 月 1 日の河川管理者による委員会出席委員に対する説明および質疑応答でも説明された、「淀川水系 5 ダムについての方針」の、『方針』ということばの意味。（谷内茂雄委員） ・新聞報道によると丹生ダムの容量を 1/3、川上ダムを 2/3 に縮小するとあるが、「とりまとめ」にも具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。（田中真澄委員） ・(1)ダム建設に対する基本姿勢 淀川水系流域委員会が公表した「事業中のダムについての意見書」では、ダム建設が与える正負の影響を治水・利水・環境面から総合的に判断する視点を「治水・利水の効果が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダムの建設が容認される」と述べている。 今回の整備局の方針では、いかなる判断基準にしたがってダム建設の是非を判断されたのか。国策である以上、少なくとも百年の計であると考えられるため回答いただきたい。 また、ダム建設に対する基本姿勢をより充実させるため、ダム建設が治水・利水・環境に与える影響を日常から精査されることを願うものである。その意味では、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案はもちろんであるが、ダム供用を当面実施しないとした大戸川ダム・余野川ダムについても新たな視点から治水・利水・環境について個々の事象に対する調査・検討されることが望ましいと考える。整備局の考えを回答いただきたい。 ・(2)住民意見の聴取・反映 淀川水系流域委員会の提言・意見書を受け、対話集会などを通して個々のダム建設に対する流域住民の民意を今回の整備局方針において充分反映されたものと信じるが、今回の方針には、いかなる民意がありいかに反映されたかが記載されていない。回答いただきたい。 また、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案とともに、ダム供用を当面実施しない
---	-----------	-------------------	-----------	--

	川上ダム	治水 その他	P3	<ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な機能の維持」とは何か？ダムを建設することにより却って流水の正常な機能が阻害（貯水による水質・底質悪化・生物や土砂の連続性の遮断、水量の安定化、ダム下流域の攪乱の減少など）されるのではないかと？すでに木津川上流に建設された4つのダムがその傾向を顕著に表している。（川上聰委員） ・ダム建設が建設予定地、前深瀬川流域そして木津川の自然環境に及ぼす影響についての調査・検討が未だ終わっていないにもかかわらず、なぜダム建設の方針を発表したのか？（川上聰委員） ・委員会は、川上ダムの集水域は岩倉峡狭窄部上流の流域面積の11%にすぎず、治水効果は極めて限定的であると一貫して指して来たが、「方針」において「洪水調節効果は大きい」としたのはなぜか？（川上聰委員） ・方針では川上ダムの目的のなかに木津川および淀川の洪水調節が含まれていますが、保津峡および岩倉峡を開削しない場合にどのような効果があるかを示してください。大戸川ダムによる洪水調節の調査検討では、保津峡および岩倉峡の開削をせずに天ヶ瀬ダムの再開発を実施した場合は効果が小さいとしています、この記述と矛盾しないでしょうか。（今本博健委員） ・「流水の正常な機能の維持」について、確保する水量とその根拠を教えてください。（金盛弥委員）
			P3	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県(上水)が今後、全面撤退したり、さらに減量したりする可能性はないのであろうか。これは三重県の上水の需要見通しにも関係するであろうが、用水の供給先や価格設定にも大きく依存すると考えられる。このことはダム整備に伴う費用負担とも関係するが、奈良県や西宮市の上水の撤退(の可能性)が想定されている中で、どのように公正な費用負担のルールが現状において適用可能なのかも重要な課題ではなからうか。（岡田憲夫委員）

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
淀川水系5ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料1-3]	各ダム共通	治水 (1)	P1 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水②において、破堤による被害のための具体的な対策としてソフト施策とハード施策を挙げていますが、ハード施策に「堤防強化」は含まれているのですか。含まれているとしますと、各ダムでの記述から一部を除いてなぜ除外したのですか。また、含まれていないとしますと、基礎原案および基礎案で「最優先で取り組む」とした姿勢との整合性をどのように考えているのですか。また、破堤の原因の75%は越水であるとの調査結果がありますが、耐越水堤防についてのお考えを説明してください。(今本博健委員)
		利水 (2)	P1 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)利水④において、水需給のあり方について包括的に整理することが必要であるとしていますが、流域委員会が提言しました「水需要管理」の考え方についてどのようにお考えか説明してください。(今本博健委員) ・水利権上は水余りに見えても、変動に伴う水供給の不安定さはある。利水にあつて既往最大規模の渇水にあつても断水を生じさせないことを目標にするとあるが、確保すべき渇対容量がそれにどのようなむすびつくのか運用と算定根拠を。(池淵周一委員)
		環境 (3)	P1 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響の③および、丹生ダムについての3.(4)環境への影響[調査検討項目3)、4)に相当]の④で、「具体的な手法等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。」とあるが、「具体的な手法等」と「より詳細な調査検討」の内容を具体的に示してほしい。(寺川庄蔵委員)
			P1	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)環境への影響についての調査は、ダム事業を「当面実施しない」場合、直ちに中止するのですか。(今本博健委員) ・環境への影響、「軽減」とはどの程度で、何を基準にしてダムの是非の判断に影響するのでしょうか。(田中真澄委員)
		その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「5ダム調査、検討について」 中間とりまとめ平成16年12月5日(整備局)には「ダム以外の治水対策については滋賀県と調整する。」となっていますが、今回の検討、結果については事前に話をされましたか。今回の調査、検討の結果については「意志形成過程」と理解してよろしいですか。(田中真澄委員) ・7月1日の発表資料は、これから20年以内に地球温暖化によってひきおこされるであろう巨大災害、とりわけ集中豪雨や土砂崩れさらには旱魃などの頻発を考慮にいれてのご発表なのかどうか。もしそうなら集中豪雨は時間降水量何mmを想定され、最大風速何メートルの台風の襲来、どのようなレベルの旱魃の被害を想定されたうえでのご発表なのか。(安田喜憲委員)
	川上ダム	治水 3.(1)	P9 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・よしんば、洪水調節の効果が大きいとして、5313洪水に相当する洪水の調節の頻度はどのくらいと考えているか？(3年に？回・10年に？回・20年に？回・50年に？回など)(9頁) (川上聡委員)

			P9 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水⑤において、既往最大洪水(実績)と既往最大規模洪水(仮想)のうち後者を採用していますが、その理由の一つとして「前者を採用すると、これまでの説明に比べて治水安全度のレベルを確保できないため、地域の理解が得られない」ことを挙げています。他のダム地点でもこれまでは基本高水に基づく治水計画を説明してきていますが、他ではそれらを破棄しながら川上ダムだけこれまでの説明を遵守しようとする理由を説明してください。(今本博健委員)
			P10 ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水⑦において、代替案として上野遊水地の掘削と新設遊水地の整備のみを取り上げていますが、河道掘削や堤防強化を取り上げない理由を説明してください。また、河道掘削や堤防強化をして堤防が破堤しないとした場合の住宅被害の推定を示してください。(今本博健委員) ・代替案としてバイパストンネルを提案し、木津川上流河川事務所はこれを真摯に調査・検討されたが、これを実施するのに必要として積算された費用は過大ではないのか？また、積算根拠が示されていない。ダム建設とダムに代わる各代替案の費用対効果について、きちんと、わかりやすく説明する必要があるのではないか？(川上聡委員)
			P10 ⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩倉峽を部分開削した場合に下流で生じる水位の上昇を抑制する対策を予め実施する必要がある」としているが、委員会では岩倉峽流入部の最も狭い部分を小開削すれば、洪水時の岩倉峽上流域の水位が若干なりとも下げられると考えられるので検討すべきであると提案し、木津川上流河川事務所調査・検討を行なってきたと聞いている。その結果については未だ委員会に報告されていないが、このような重要な事柄の調査・検討の報告が未だに行なわれないのはなぜか？(川上聡委員)
			P9	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水において、岩倉地点におけるH～Qの関係が触れられていませんが、どのようにして推定したのですか。岩倉地点におけるH～Q実績に推定曲線を当てはめる方法を用いたのであれば、推定曲線の式と適合度を示してください。また、島ヶ原地点のH～Q曲線を出発点として水面形を追跡して岩倉地点におけるH～Q曲線を推定したのであれば、島ヶ原地点のH～Q曲線も推定に過ぎないうえに、水面形の追跡過程に水理学的にみて重大な誤りを含んでいる可能性があります。これらの疑問についての説明をお願いします。(今本博健委員)

		P9 ~ P10	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が地元で約束した治水安全度（既往最大規模の洪水：既往実績降雨の中の最大雨量が、既往の様々な降雨分布で今降った場合に想定される最大洪水量）をダムなしで実現するための代替案を、次の2案とする。 B案＝<u>遊水地＋上流の河道掘削＋新遊水地＋岩倉峡最小限掘削＋下流の河道掘削</u>] C案＝<u>遊水地＋上流の河道掘削＋岩倉峡最小限掘削（親遊水地なし）＋下流の河道掘削</u>] （注1） 上流とは木津川上流、下流とは木津川下流をいう。 （注2） C案の岩倉峡最小限掘削は、新遊水地がない分だけB案に比べて掘削規模は大きくなる。 ①B案、C案の場合、岩倉峡の掘削により、それぞれ最小限現状より流下能力をどれだけ高めねばならないか。 ②同じくB案、C案の場合、木津川下流の水位は、それぞれ河道の狭いところで何cm、広いところで何cm上昇するか。 ③A案＝<u>ダム＋遊水地＋上流の河道掘削</u>とダム代替案B案、C案のそれぞれの総事業費はいくらか。なお、ダム事業費はこれからダム事業完成までに要する事業費とする。（参考までに、ダム事業でこれまでに使った事業費はいくらか。）（千代延明憲委員）
	利水 3. (2)	P10 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の精査確認の観点から、川上ダムから撤退見込みの利水者は水利転用を考えています。これら利水者の考えに対する河川管理者の水利転用の考えをまとめて具体的に聞かせてください。 (荻野芳彦委員) ・川上ダムの予定されている利水容量と水利権の対象となる基準点の基準渇水流量はいくらですか。 (荻野芳彦委員) ・岩倉狭での渇水流量はいくらですか。川上ダムに予定されている三重県の上水道を岩倉狭の上流地点で取水することは可能か。もし、渇水流量に不足するのであれば、不足分を青蓮寺ダム等で水利調整を行うことが出来ると思われる。（荻野芳彦委員）

		P10	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)利水において、当初の三重県・奈良県・西宮市の利水計画合計 1.111 m³/s が 73%も減量され、三重県の 0.3 m³/s のみの見込みであるとしています。この場合、ダムの利水容量も 73%減量するのですか。また、三重県の 0.3 m³/s の他水源への振替の可能性について説明してください。 (今本博健委員) ・三重県の利水 (0.3 m³/s) 用の水を比奈知ダムあるいはその下流 (名張川) から引くことの検討はしていないか。物理的、経済的に射程距離にあるのであれば、検討すべきではないか。水利権については、京都府が比奈知ダムに持つ 0.6 m³/s の内 0.3 m³/s を三重県に譲渡し、京都府は過大な水利権を持つ大阪市から、大阪市が高山ダムに持つ 2.249 m³/s の水利権、あるいは琵琶湖開発により取得した 7.485 m³/s の水利権のうちから 0.3 m³/s の水利権を譲受する。水資源開発から水需要管理の時代に移った今、河川管理者はこの程度の水利権の調整・仲介はして当然と思われる。 水利権のやり取りは可能としても、利水として使える水の実量が増加しない限りあまり意味がないという見方もあるが、大阪市水道部と大阪府営水道の年間需要が 1%減少すれば、0.3 m³/s の新たな需要に応えることができるのである。 なお、大阪市、大阪府ともここ 10 年程度毎年 1%を越す需要の減少を記録している。 そこで、三重県が 0.3 m³/s の水利権を川上ダム、比奈知ダムのいずれで取得するのがトータルとして経済的に有利になりそうか。概算で検討の上その結果を教えてください。 (注) 比較の対象とする三重県の負担は次の通り。 川上ダムで水利権を取得する場合：水利権取得のための負担金＋取水設備及び導水管の設置に要する事業費 比奈知ダムで水利権を取得する場合：水利権の譲受費用＋取水設備及び導水管の設置に要する事業費 (千代延明憲委員)
	環境 3. (3)	P10 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)環境への影響についてのなかで、参考資料 2 では総じて影響は小さいと安易に断定していますが、木津川水系にダムが設置されてから木津川の河川環境が急激に悪化した事実をどのように説明するのですか。学識経験者の名前と各人がどのような評価をしたかを公表してください(丹生ダムでは名前だけですが公表しています)。(今本博健委員) ・(1)貴重種を支える土台の多様な普通種は保全の対象ではないのか？ (2)流域全体から見た草地の割合がダム予定地に集中しているが、草地と林縁部は、生物の多様なところで貴重種を支えている。これらに対する環境保全策を検討しなかった理由は何か？ (本多孝委員)

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
川上ダム建設に伴う自然環境への影響について 参考資料2 [審議資料 1-5]	川上ダム	環境	P1~2 2. (1)(2)	<ul style="list-style-type: none"> 水質予測の方法に関して 数値モデルとして、鉛直次元貯水池解析モデルを選定した理由をお示し下さい。 水温、濁り、プランクトンの発生等に関する数値モデルについて、既存のダムでの予測値と実測値を比較した資料があればお示し下さい。その際、委員会でも追試できるように数値データの提供を願います。（村上哲生委員）
			P2 2.(3). ①	<ul style="list-style-type: none"> 水温変化について 水温低下、上昇、及び日較差の消失について、許容されると考えておられる限界と、その判断の理由をお示し下さい。（村上哲生委員）
			P2 2.(3). ②	<ul style="list-style-type: none"> 濁りについて 許容される濁りの限界について、水産資源保護、景観のそれぞれの観点からお示し下さい。 冬季の循環期の全層の濁りの可能性についてお示し下さい。（村上哲生委員）
			P2 2.(3).③	<ul style="list-style-type: none"> 富栄養化について 植物プランクトンの発生量の許容される上限をお示し下さい。（村上哲生委員）
			P3 3	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全対策 設置を予定されている曝気装置の能力、数、湖内の位置、設置・運転費用についての詳細をお示し下さい。 選択取水の運用の原則（濁り、水温、プランクトン等の優先順位）をお示し下さい。 「水質障害は無い」（青蓮寺ダム湖）との根拠をお示し下さい。配水区域の苦情件数、活性炭等の薬品使用量、濾過地の持続時間など具体的なデータを伴った説明を望みます。（村上哲生委員）

				<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダムは建設予定地域と前深瀬川・木津川に不可逆的な環境破壊をもたらすことは間違いなく、オオタカ・オオサンショウウオなど希少生物の生態系を含む自然環境全体に及ぼす影響は避けられないことが明らかである。この影響を現時点における科学では完全に予測できないため、このような場合は予防原則に照らしダムを建設しないことを決定すべきではないか？（川上聡委員） ・川上ダムによる環境への影響について調査・検討するとともに各種の委員会等で専門家の意見を伺い・・・と述べられているが、別添の参考資料2の随処に述べられている、「オオサンショウウオの生息環境が消失する」「生息環境が改変される」「オオサンショウウオへの影響は避けられない」ということと、「学識経験者のコメント」で述べられている「大きな問題が生じることは予想されない」「繁殖活動が維持される可能性が高い」ということとは矛盾していないか？（川上聡委員） ・特に、「貯水池の上流の範囲は改変されないため、大きな問題が生じることは予想されない」と述べられていることは問題である。ダムが建設される前の原状における上流域河川の状態において、以前からそこに生息していた個体数であれば生息し続けることができるかもしれないが、そこにダム予定地（湛水域）に生息していて保護された多数の個体を移動・放流するとなれば、例え河川の物理的状態が改変されなくとも、採餌競争率の極端な変化により生息が困難になることは明らかではないか？ (川上聡委員) ・オオサンショウウオ「個体は、常時満水位以上の水位変動域や貯水池周辺でも生息することは可能である。」とコメントされているが、オオサンショウウオ生息の条件、すなわち、清浄な流水、巣穴が形成される転石の多い河床、採餌可能な生物の存在、瀬と淵の存在などが無い上記のような場所で生息、繁殖できるはずがないのではないか？（川上聡委員）
		その他	P2～3 2・3	<ul style="list-style-type: none"> ・調査担当会社、助言者について、氏名を公開してください。 ダムが運用された場合の水質監視、及び水質悪化時の対応について、どのような体制で臨むのかお示し下さい。（村上哲生委員）

○淀川水系 5 ダムについての方針に対する各委員からの意見（5 ダム共通、川上ダム関連を抜粋）

意見の対象資料	見出し分類	目次	頁・項目 番号	質 問 内 容
淀川水系 5 ダムについての方針 [審議資料 1-2]	各ダム共通 全般		P1	<ul style="list-style-type: none"> 一委員としてみて、今回公表された 5 ダムの方針は、公表にいたる過程が唐突過ぎ、また結果的に事後にその概要を知りえたという点で遺憾である。ただし整備基本方針についての河川管理者側の明確な意思表示があったことにより、流域委員会側は今後これを受けての明確な意思表示と、より現実的・具体的な検証と提言を可能な限り速やかに行っていく必要がある。 委員会は、このたびの指針の中で「当面実施せず」とした大戸川ダムや余野川ダムについては、ダム整備が行われなくなることによって生じる経済的・社会的不利益や社会的費用を具体的に把握するとともに、それを可能な限り軽減しうる方策についても独自に検討し、提案していく努力をするべきであろう。またそのような「社会的痛み」を伴ってもあえて「ダム整備なし」のやり方で対応していくことの「社会的意義」（例えば、新しい流域社会システムの形成）と「社会経済的な価値や便益」について説得力ある説明を提示していくことが必要であろう。（岡田憲夫委員）
	川上ダム	治水		<ul style="list-style-type: none"> 木津川の脆弱といえる堤防の強化は、早急に進める必要がある。この進捗によって岩倉峡の開削がやがて（段階的にも）可能となる。一方で上野遊水池は、越流堤を整備して本格的な機能を発揮する。これらの進捗に対して高額なダムを建設することは、無駄な投資、無益な環境破壊になりかねない。ダムなしでの治水工事の工程を詳細に検討すべきである。また 3 支流への雨の降り方の偏りを考慮すると、既に言われているように、ダムの機能は課題に評価されており、その必要性・緊急性は低い。（高田直俊委員）
		利水		<ul style="list-style-type: none"> 伊賀水道の 0.3 立米/秒は、高額なダムを造るには小さすぎる。この程度なら代替案があつていい。水需要の抑制を実際に生かす好機と捉え、水利権を余らせている自治体、機関から譲り受ける手だてを立てるべきである。水量が少ないので十分可能なはず。ダムからの取水に対する負担金、水道料金などの経済比較結果を公表すべきである。（高田直俊委員）
		その他		<ul style="list-style-type: none"> 三重県(上水)が今後、全面撤退したり、さらに減量したりする可能性はないのであろうか。これは三重県の上水の需要見通しにも関係するであろうが、用水の供給先や価格設定にも大きく依存すると思われる。このことはダム整備に伴う費用負担とも関係するが、奈良県や西宮市の上水の撤退(の可能性)が想定されている中で、どのように公正な費用負担のルールが現状において適用可能なのかも重要な課題ではなかろうか。（岡田憲夫委員）

淀川水系 5 ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料 1-3]	各ダム共通	その他		<ul style="list-style-type: none"> 7月6日資料の「淀川水系 5 ダムについての方針」にはこれまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性—環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省の方針をとりまとめました。とあるが、総合的に検討した総合評価が書かれていない。 特に自然環境への影響に関しては、ダム設置を前提とした影響軽減策が中心に述べられており、ダムを造ることの環境への直接的インパクトについては述べられていない。ダム建設は自然環境へ多大な負のインパクトを与えられることは自明の理であり、これを遙かに上回るメリットがある場合にのみ、ダム建設が行われるべきであり、この点の総合考察がないことは、今回の方針は極めて不十分なものと言わざるを得ない。 例えば丹生ダムの場所はブナ・ミズナラ林を含む自然植生が現存している非常に貴重な場所であり保全上の価値は著しく高いと考えられる。これを象徴するようにイヌワシやクマタカなど大型猛禽類が生息しており、この地域の生物多様性の高さを示している（近年これら猛禽類の生息する場所は生物多様性が高いことが科学的に例証された）。それにも拘わらず本ダムを建設することに依る自然環境への影響予測はイヌワシとクマタカに関してのみ書かれており、それも影響を回避低減するための措置が述べられているだけである。 また哺乳類ではもっとも絶滅危惧種が多いコウモリ類の調査が行われておらず、ここには樹洞性のコウモリであるクロホホヒゲコウモリなど生息している可能性があるにも拘わらず、一切の調査をせず保全策も講じられていないなど極めてずさんな調査であると言わざるを得ない。私の判断では本地域の生物多様性の観点から、自然環境上の価値は極めて高く、ダム建設によりそれらの価値がかなり損なわれると考えられる。これらの価値に関してどのような考えた課なのか、影響が軽微であるという根拠を示されたい。 <p>(村上興正委員)</p>	
	川上ダム	治水 3. (1)		P9	<ul style="list-style-type: none"> 治水への検討で示された資料の中で、既往実績降雨の中の最大雨量が、既往の様々な降雨分布でいま降った場合に想定される最大洪水量と考えるのが、現実によく妥当な考え方であると思われる。 <p>(川崎雅史委員)</p>
		環境 3. (3)		P10	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダム、川上ダムの環境への影響と軽減策は従来計画のもとでの調査検討内容である。今回の変更後に対しての調査検討内容を早急に。 <p>(池淵周一委員)</p>

		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保津峡、岩倉峡の開削については、貴重な観光資源でもあるため、峡谷美の景観を損なうことにならないよう配慮する必要があるのではないかと（川崎雅史委員） ・新設遊水池案（水田活用案など）については、田園の景観が広がる場所に、大きな遊水池の水面のみが広範囲（250ha以上が複数）にわたって現れ、大きな田園の緑が失われることに景観破壊の危惧を感じる（近年の景観法で指摘される田園景観の保全は、社会文化的な景観として重要な課題である）。社会、文化的景観の保全、また周辺の都市生活者の視点にたって考える必要があるのではないかと（川崎雅史委員） ・ひとつのダムで治水と利水を兼用しようとする、ダム湖には常に一定以上の水を貯めておかねばならず、環境面におよぼす悪影響が大きくなる。今回の見直しで、利水容量がかなり小さくなったことから、ダム湖を縦列または並列の2つに分割し、それぞれの機能を例えば隔年で交代させ、治水用に用いる年には空にすることによって、環境への影響を軽減できるのではなかろうか。容量の見直しに伴うダム構造の見直しについて示してほしい。（澤井健二委員）
<p>川上ダム建設に伴う自然環境への影響について 参考資料2 [審議資料1-5]</p>	川上ダム	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・※オオサンショウウオは3000万年もの悠久の時空間を殆ど姿を変えず生き延びてきた極めて貴重な生物であり、それゆえ国は、「生物の国宝」として「天然記念物に指定」していることを重視しなければならない。国土交通省がこの制度を尊重しないということは、単に縦割行政の弊害を社会に糊塗するに止まらず、歴史ある国の天然記念物指定制度を蹂躪することになるとともに、生物多様性国家戦略等、国の基本政策に自ら反することになる。川上ダム建設予定区間からは、すでに353個体が発見されており、前深瀬川全体では450～1800個体の生息が推定されている。このような生息環境はわが国においても、世界的に見ても極めて貴重であることが明らかである。折りしも、環境万博がわが国で開催されているなかで、このことを無視してダム建設の推進を方向づけることは、日本の自己矛盾を世界に宣伝するようなものであり、「蛮行」として嘲られるにちがいない。「国宝」オオサンショウウオがこの地で未来永劫生存し続けられるよう、英断をもってダム建設を中止することを切望するものである。（川上聡委員） ・オオサンショウウオの保全策について、ダムの湛水域に生息しているオオサンショウウオを上流に移植することが述べられているが、移植個体が定着出来る可能性の検討が不足していること、移植個体を含む上流個体群が安定的維持増殖をするという保証がない。また、現在は前深瀬川と川上川とは合流しており、オオサンショウウオも個体群が交流していることが予測されるがこの点の検討が抜けていること。遺伝子構成を調べるなどの調査が必要である。またダム建設によりこの2箇所のオオサンショウウオ個体群は生息域が分断されるが、その影響に関してまったく触れられていない。分断されることに依る個体群維持への負の影響ならびに分断された後2地域個体群が存続するという根拠を示されたい。 <p>オオタカの繁殖期行動圏が描かれているが、これは各個体毎に活動域の最外郭を描いた物と考えられるが、どのように個体識別したのか不明である（テレメ調査の結果なら信頼出来る）。また高度利用域などの範囲も表示されておらず影響の程度を何によって判断したかも不明である。番いの繁</p>

				<p>殖状況が表になっていることは各番いの営巣木が特定されその観察結果であると推測されるが繁殖成績が極めて悪い理由は何か。とくにダム湖を行動圏に大きく取り入れている A と B 番いの繁殖成績が良くないのに、ダムを建設することによってますます繁殖に悪影響が与えられると考えられるのに、それに対して影響が軽微であるとの考察がなされているが根拠が不十分である。ダム建設による営巣放棄など重大な影響が生じないのか。巣からダム区域までの距離などの資料が必要。この点は一般公開は困難であろうから資料送付を御願ひ出来ないのか。（村上興正委員）</p>
--	--	--	--	---